

議案第 69 号

平成 24 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成 24 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 546,177千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		316,520 ^{千円}
	1 使用料	316,519
	2 手数料	1
2 繰越金		129,656
	1 繰越金	129,656
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
4 市債		100,000
	1 市債	100,000
歳入合計		546,177

歳出

款	項	金額
1 ゴルフ場事業費		261,664 ^{千円}
	1 ゴルフ場事業費	261,664
2 公債費		13,235
	1 公債費	13,235
3 諸支出金		180,000
	1 繰出金	180,000
4 予備費		91,278
	1 予備費	91,278
歳出合計		546,177

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 整 備 事 業</p>	<p>千円 100,000</p>	<p>政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p>年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。</p>	<p>借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。</p>